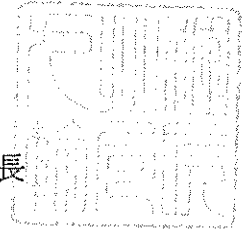




九 運 消 情 第 6 号  
平成30年8月27日

(一社) 熊本県建設業協会長 様

九州運輸局長



### 優良運輸事業者の積極的利用について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、国土交通行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、運輸事業において、最も優先すべきは「安全・安心」の確保ですが、環境対策に積極的に取り組むことも運輸事業者の社会的使命となっています。

一方、多数の新規事業者が参入している近年の現状では、運輸事業者における安全・環境に対する認識・取り組みに差も生じています。

このような中、国土交通省では、軽井沢スキーバス事故等の発生や自動車の先進安全技術の急速な発展等を受け、総合安全対策「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定し、より安全な輸送サービスの提供の実現を目指しているところです。

九州運輸局におきましても、運輸安全マネジメントの推進や事業監査などを通じて事業許可後のチェックを的確に実施し、運輸事業の安全・安心の確保に取り組むとともに、国や運輸関係団体が実施している優良事業者等認定・認証制度について広く周知を図り、積極的なご利用をお願いしています。

関係各位におかれましては、この優良事業者等認定・認証制度の主旨をご理解いただき、貸切バス、タクシー、トラック等を利用される際には、当該優良運輸事業者の利用を進めていただくとともに、運輸事業の安全・安心の確保並びに環境対策の推進にご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、広報誌において周知していただける場合の周知文例をご用意しましたので、ご参考になれば幸いです。

広報紙等掲載の周知文（例）

### 優良運輸事業者の積極的利用について

九州運輸局では、国や関係事業者団体が実施している安全面や環境面で優良な事業者を認定・認証する制度の周知を図り、関連情報を提供することを通じて、優良事業者の利用促進をお願いしているところです。この取り組みにより、運輸事業者においても「安全確保・環境保全」に対する意識・取り組みの向上が図られ、また、利用者にとってもより一層「安全・安心」な運輸サービスの提供を受けることに繋がることを期待されます。

つきましては、各認定・認証制度の趣旨をご理解いただき、運輸事業者を利用する際には参考にさせていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、優良運輸事業者と法令違反等により行政処分を受けた事業者については、九州運輸局のホームページにて情報提供しております。

「九州運輸局」で検索し、トップページから「優良事業者を利用しましょう。」のバナーをクリック願います。

「優良事業者を利用しましょう。」 <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/yuryo.html>

「九州運輸局行政処分状況」 <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/body.htm>

「国土交通省処分歴検索サイト」 <http://www.mlit.go.jp/nega-inf/>

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」  
[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000011.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)